

令和3年8月1日より

※ 事故防止機器購入(リース)に係る費用の一部助成を実施

※ 事故防止機器購入(リース)に係る費用の一部助成

【機器助成対象者は対人契約組合員】

助成対象機器は次の3種類 (メーカーの指定及び機器の指定はありません。)

ドライブレコーダー(ドラレコ単体)

デジタルタコグラフ(デジタコ単体)

ドラレコ・デジタコ(一体型)

※ 全機器とも令和3年(2021年)1月1日以降に購入した機器が対象となります。

【事故防止機器購入(リース)にかかる助成要領】をお読み頂き申請願います。

【実施期間】 令和3年8月1日～令和4年2月28日

※ 助成総額の限度に達した時は、その時点で取扱いを打切らせていただきます。

助成金終了等の連絡事項は、ホームページにてお知らせしますが、申請前

に助成金受取の可否をお問合せください。

問合せ先 近畿交通共済 事故防止サービス課 ☎ 06-6965-2826

【事故防止機器購入(リース)にかかる助成要領】

1、目的 事業用トラックによる事故防止を推進するため、「事故防止機器」購入(リース)にあたり購入経費の一部を助成し、その普及促進を図る。

2、助成対象機器 ・ドライブレコーダー (ドラレコ単体)
・デジタルタコグラフ (デジタコ単体)
・ドラレコ・デジタコ (一体型)

3、機器助成の範囲及び金額

助成台数は、令和3年(2021年)3月末対人契約台数により決定します。
(下記区分別台数表参考)

助成金額は1台あたり10,000円以上の機器を購入した場合は10,000円。
購入金額が10,000円を下回る場合は購入実費金額を助成。

※ ドラレコ・デジタコ(一体型)も1万円限度です。(2種類の機器としての助成はいたしません。)

● 機器購入についてトラック協会等の重複利用も認めます。

区分別助成台数表

| 区分 | 令和3年(2021年)3月末対人契約台数 | 助成台数 |
|----|----------------------|--------|
| A | 100台以上 | 25台まで |
| B | 50台～99台 | 15台まで |
| C | 11台～49台 | 10台まで |
| D | 6台～10台 | 5台まで |
| E | 1台～5台 | 対人契約台数 |

申請は、『助成金申請書用紙・助成申請内訳書用紙』に下記①と②を添えて※郵送願います。

① 品名・購入個数・購入金額がわかる
『見積書・請求書・業者の装着証明書』のいずれかのコピー。

② 『領収書・振込書・物品納品書』のいずれかのコピー。

リースの場合は『リース契約書』のコピー。★車検証の添付は不要です。

※ 郵送先: 〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
近畿交通共済 事故防止サービス課

※今回より、助成金申請書・助成申請内訳書の用紙は添付いたしませんので、

近畿交通共済ホームページよりダウンロードお願いします。

トップページ→ご契約者様用ダウンロード→上から12・13番目に用紙有